

## 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）第5の1（2）について

### 1 児童虐待に対応するためのマニュアルの整備について

- (1) ガイドライン第5の1（2）に規定する「児童虐待に対応するためのマニュアル」（以下「虐待対応マニュアル」という。）とは、臓器提供施設において、臓器提供に関係するか否かに関わらず、当該施設の患者である児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがあると判断した際の対応について、手順等を示すものであること。
- (2) 児童からの臓器提供を行う施設においては、「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」（厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学研究特別事業）「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」）や「子ども虐待診療手引き」（日本小児科学会）等の関係学会、行政機関等において作成された指針等を参照した虐待対応マニュアルが整備されていること。
- (3) 臓器提供施設は、当該施設の虐待対応マニュアル中に、当該マニュアルを整備する際に参照した指針等を明記すること。

### 2 児童虐待に対応するためのマニュアルの取扱いについて

- (1) 臓器提供施設において、主治医等はマニュアルを使用すること等により、臓器提供に関係するか否かに関わらず、児童について虐待を疑う所見の有無を確認すること。
- (2) この結果、虐待を疑う所見等が得られた場合には、当該所見等を基に、当該児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを、虐待防止委員会等の院内体制の下で総合的に確認すること。
- (3) 院内体制の下で、患者に対し虐待が行われた疑いがあると判断された場合においては、ガイドライン第5の2（2）に規定するとおり、児童相談所への通告等必要な対応を行う必要があること。